

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から48年12月まで  
昭和44年11月から父と共に自営業を始めた。国民年金への加入手続は、父がA市区町村において行ったと思う。

当時、父から、「知人である社会保険事務所（当時）の職員から制度の内容を詳しく聞き、未納期間が無いように、かなりの額を一括して納付した。複数の社会保険事務所の方と親しくしていることから、未納は無いようにしていた。」と聞いたことがあり、母も同様のことを記憶している。

当時は経済成長期であり、経営は右肩上がりで順調で、仕事もたくさん受けていた時期でもあり、10万円程度であれば、支払いに困ることは全くなかったと思う。

父が私の分だけ納付していないとは考え難いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人と同居していた申立人の母は、国民年金加入期間の国民年金保険料を完納している上、昭和45年10月から60歳到達時の58年8月までは付加保険料も納付していることが確認できるほか、申立人の父は、昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料を昭和50年12月31日に特例納付していることが確認できることからすると、申立期間当時、申立人の家族は納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「昭和44年11月から父と一っしょに自営業を始めた。国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は父が行っていた。」と供述しているところ、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号

番号は、昭和 51 年 2 月ごろに申立人の父と連番で払い出されていることが確認できる上、国民年金被保険者台帳によると、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の申立人の保険料納付事跡は、申立人の父の保険料納付事跡とほぼ同一であることが確認できることから、申立人に係る国民年金加入手続及び申立期間における保険料の納付は、申立人の供述のとおり、申立人の父が行ったものと推認される。

加えて、申立人は「当時、経営は順調であり、10 万円程度の金額であれば、支払いに困ることは全くなかったと思う。」と供述している上、上記のとおり、申立人の父は昭和 44 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を昭和 50 年 12 月 31 日に特例納付していること、申立人の母は昭和 45 年 10 月から 60 歳到達時の 58 年 8 月まで付加保険料も納付していることなどからすると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料だけが納付できなかったとは考え難く、申立人の父が特例納付を行った 50 年 12 月 31 日に、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても特例納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 12 月までの期間については、特例納付の対象期間となっていないことから、特例納付を行うことはできない上、申立人の父が申立人の国民年金加入手続を行ったと考えられる昭和 50 年 12 月時点では、当該期間の大半は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、このほかに、当該期間に係る申立人の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 11 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 6 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 53 年 4 月から A 事業所でパート勤務を始め、同年 10 月から正社員となった。53 年 6 月ごろ、B 市区町村役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間（4 か月分）の保険料は、毎月末に 1 か月分ずつ同市区町村役場窓口で納付し、領収書を受け取っていた。

申立期間に国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B 市区町村の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳から、申立人は、申立期間後の昭和 54 年 1 月 30 日に初めて国民年金被保険者資格（任意加入）を取得し、54 年 1 月から保険料を納付していることが確認でき、申立期間は未加入期間であり、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間前の昭和 51 年 3 月 20 日から申立期間後の 60 年 9 月 1 日まで B 市区町村に居住しており、申立人は、「54 年 1 月 30 日に取得した国民年金手帳記号番号のほかに記号番号を持ったことはない。」と供述していることから、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたいたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、B 市区町村役場本庁の窓口で毎月納付していた。」と供述しているが、B 市区町村は、「申立期間当時は 3 か月ごとの納付で、毎月納付となったのは昭和 56 年度以降である。」と回答しており、申立内容に齟齬がみられる。

加えて、申立人は、申立期間のほかに国民年金の未加入期間や国民年金保険料の未納期間が数多く見受けられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年ごろから37年ごろまで  
② 昭和38年ごろから43年ごろまで  
③ 昭和38年ごろから39年ごろまで  
④ 昭和39年ごろから41年ごろまで  
⑤ 昭和39年ごろから41年ごろまで  
⑥ 昭和49年ごろから50年ごろまで

申立期間①についてはA事業所の、申立期間②についてはB事業所の、申立期間③についてはC事業所の、申立期間④についてはD事業所の、申立期間⑤についてはE事業所の現場に、それぞれ機械を持ち込み、業務を行っていた。申立期間⑥については、F事業所の従業員として職務に従事していた。

しかしながら、すべての申立期間について、厚生年金保険が未加入となっていることに納得できないので、すべての申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の業務内容に係る詳細な供述及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は正社員ではなく、事業所に頼まれて業務に従事していた。会社から月額100万円から150万円の給与を受け取り、それを作業員に分け与えていた。」と供述しているところ、A事業所の元役員は、「申立人について記憶していない上、当時の関連資料は廃棄しているため、申立内容について確認することはできないが、給与の支給方法等に係る申立人の供述内容から、申立人は請負契約であったと思われる。

当時、請負契約社員は厚生年金保険には加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる8人の従業員のうち、申立人を記憶していた一人の従業員は、「申立人は請負契約社員として業務に従事していた。当時、請負契約社員はA事業所の従業員ではなく、厚生年金保険にも加入していなかった。」と供述している。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は申立期間①のうち、昭和36年4月から37年12月までの期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間①において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人の業務内容に係る詳細な供述及び同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がB事業所の業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は正社員ではなく、事業所に頼まれて業務に従事していた。会社から月額150万円から200万円の給料を受け取り、それを作業員に分け与えていた。」と供述しているところ、B事業所の元役員は「申立人について記憶していない上、当時の関連資料は廃棄しているため、申立内容について確認することはできないが、給与の支給方法等に係る申立人の供述内容から、申立人は請負契約社員であったと思われる。当時、請負契約社員は正社員ではなく、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間②当時、B事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる9人の従業員のうち、経理事務を担当していた二人の従業員は、「従業員は厚生年金保険に加入していたが、請負契約社員、厚生年金保険には加入していない。」と供述している。

また、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は申立期間②において国民年金に加入し、申立期間②のうち、昭和38年1月から41年3月までの期間について国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

3 申立期間③については、申立人の業務内容に係る詳細な供述により、期間は特定できないものの、申立人がC事業所の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、C事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所記号番号索引簿によると、C事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、申立期間③以後の平成14年4月1日であり、申立期間③当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立人は、「私は正社員ではなく、臨時職員であった。」と供述しているところ、C事業所は、「C事業所においては、臨時職員は半年間又は9か月間の期間における短期雇用であったことから、申立人も短期雇用であったものと思われる。正社員は昭和34年1月1日から、臨時職員は平成2年4月1日からG共済組合へ加入しており、臨時職員であったとする申立人は、申立期間③当時、G共済組合に加入できなかった。当時の臨時職員は国民年金に加入していたと思われる。」と供述しているところ、オンライン記録及び国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は、申立期間③において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間③当時の同僚について記憶していないことから、当時の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

なお、G共済組合本部によると、昭和34年1月（G共済組合制度発足）から平成14年4月（厚生年金保険に移行）までの間において、申立人に係る組合員の加入記録は確認できないとしている。

4 申立期間④については、申立人の業務内容に係る詳細な供述により、期間は特定できないものの、申立人がD事業所の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人は、「私は正社員ではなく、事業所に頼まれて業務に従事していた。」と供述しているところ、D事業所の元所長は、「当時の関連資料は廃棄しているため、申立内容について確認することはできないが、給与の支給方法等に係る申立人の供述内容から、申立人は請負契約社員であったと思われる。当時、出張所の作業員は、厚生年金保険には加入させておらず、厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と供述している。

また、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間④当時、D事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる7人の従業員のうち、回答のあった5人の従業員はいずれもH市区町村にあった本社に勤務していたとしており、「申立人を知らない。」と回答している。



さらに、オンライン記録及び、I市区町村が保管する国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は申立期間④において国民年金に加入し、申立期間④のうち、昭和39年1月から41年3月までの期間については国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、D事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間④において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

一方、前述の元所長は、「現場の業務は、主に下請業者であるJ事業所にまかせていた。」と供述しているところ、J事業所の元事業主（故人）の妻は、「当時、申立人は従業員ではなかったため、厚生年金保険には加入させておらず、給与から厚生年金保険料の控除も行っていなかった。」と供述しており、適用事業所名簿からJ事業所が適用事業所ではなかったことが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、事業所の名称を正確に記憶しておらず、E事業所又はK事業所に勤務していたと申し立てているが、適用事業所名簿によると、いずれの名称においても厚生年金保険の適用事業所に該当する事業所は確認できない。

また、商業登記簿謄本から、E事業所及びK事業所について、いずれの事業所名においても確認することができない一方、K事業所と同音で漢字が一字異なるL事業所の商業登記簿謄本を確認したところ、同事業所は既に事業を廃止し、当時の事業主も故人であることから、申立内容を確認できる関連資料及び供述を得ることはできない上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人の氏名は確認できない。

さらに、E事業所又はK事業所の所在地を管轄する官公署に照会したところ、いずれの事業所名においても、事業所の存在は確認できない一方、同事業所と同じ読み方で漢字が一字異なり、前述のK事業所とは事業主が異なるL事業所が存在しているが、適用事業所名簿から同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できるほか、当該事業主は申立人について記憶してないと回答している。

加えて、申立人は、E事業所又はK事業所の代表者及び同僚の氏名を記憶しておらず、当該事業所における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除状況等について確認することができない。

その上、国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人は申立期間⑤において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑥については、雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間⑥のうち、少なくとも昭和49年2月4日から

同年2月25日までの期間においてF事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「私は正社員ではなく、アルバイトとして業務に従事していた。」と供述しているところ、F事業所によると、「当時の関連資料は廃棄しているため、申立内容について確認することはできないが、申立人は自ら『アルバイト』と述べていることから、現場の作業員であったと思われる。当時、工事現場の日雇い作業員については、厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料の控除も行っていなかった。作業員から要望があった場合、雇用保険に加入させることはあった。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた4人の同僚のうち、回答が得られた一人は、「申立人は作業員であった。当時作業員は日雇いで、厚生年金保険には加入していなかった。私は国民年金に加入していたので、申立人も加入しているとすれば、厚生年金保険ではなく国民年金に加入していたと思う。」と供述しているところ、オンライン記録から、当該同僚が申立期間⑥において国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間⑥当時、同事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる18人の同僚のうち、回答のあった12人全員が、「申立人のことを知らない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることができない。

加えて、F事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間⑥において申立人の氏名は確認できず、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

- 7 このほか、申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月 1 日から 55 年 10 月 16 日まで  
私は、昭和 53 年 4 月から A 社にパート勤務を始め、同年 10 月から 58 年 12 月までの期間において正社員として勤務したにもかかわらず、同社における厚生年金保険の被保険者期間が 55 年 10 月 16 日から 58 年 12 月 16 日までの期間となっており、申立期間が厚生年金保険に未加入の記録とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が、期間の特定はできないものの、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及び A 社が保管する労働者名簿に、申立人の同社における雇入れ年月日は昭和 55 年 10 月 16 日、退職年月日は 58 年 12 月 15 日と記録されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を 55 年 10 月 16 日に取得し、同資格を前述の退職日の翌日である 58 年 12 月 16 日に喪失していることが確認でき、これらの記録は一致していることが確認できる。

また、A 社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写しから、同社は、昭和 55 年 10 月 16 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日として社会保険事務所（当時）に届出を行っていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、同社は、58 年 12 月 16 日を申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日として社会保険事務所へ届け出ていることが確認できる。

さらに、A 社は、「当時、正社員は厚生年金保険に加入させていた。正社員でない者は、長期間勤務していても、本人の希望により、厚生年金保険に加入していない者も多くいた。」と回答しており、当時、申立てに係る事業所の事業主は、必ずしもすべての従業員について、厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において申立人の氏名は確認できず、オンライン記録から、申立人は、申立期間の一部（昭和54年1月から55年9月までの期間）において国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。